

一般競争入札において入札参加者が1者の場合の取り扱いについて

令和2年7月6日

山元町企画財政課

一般競争入札における競争性、公正性、透明性を更に高めるため、入札参加者が1者のみの場合における取り扱いについて、下記のとおり定めましたので、お知らせします。

記

- 1 町が発注する建設工事に伴う一般競争入札において、入札参加者が1者のみの場合は、当該入札を取り止めるものとする。
- 2 入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止めることを入札の公告文に記載する。
- 3 入札を取り止める場合
 - (1) 入札参加資格審査申請書の提出期限において、申請した者が1者のみの場合
 - (2) 入札参加資格審査の結果、参加資格を認められた者が1者のみの場合
 - (3) 入札日当日、入札開始を宣言した時点において、入札会場にいる入札参加者が1者のみの場合
- 4 入札を取り止めた案件を再公告する場合は、原則、工事内容、入札参加資格等の見直しを行うものとする。
- 5 再公告して行う入札は、入札参加者が1者のみの場合であっても有効とし、入札の公告文には「入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止める」旨の記載はしないものとする。
- 6 特例的な取り扱い

町が発注する建設工事に伴う一般競争入札に付するもののうち、専門性が高く、かつ、緊急性や継続性が必要な案件又は過去の応札状況等から判断して複数の参加が見込めない案件については、事前に山元町契約業者指名委員会において、1者のみの入札の場合でも入札を実施するか否かの決定を行うものとする。なお、特例的な取り扱いにより1者のみの入札の場合でも入札を実施する場合は、入札の公告文には「入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止める」旨の記載はしないものとする。
- 7 適用時期

令和2年7月6日以降に公告する建設工事から適用する。